

独立行政法人日本芸術文化振興会の情報公開に関する手数料の額等を定める規程

平成15年10月1日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第 6号  
改正 令和 4年 4月20日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第475号

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号、以下「法」という。)第17条第1項から同条第3項の規定に基づき、独立行政法人日本芸術文化振興会(以下「振興会」という。)における開示請求に係る手数料(以下「開示請求手数料」という。)又は開示の実施に係る手数料(以下「開示実施手数料」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(手数料の額等)

第2条 法第17条第1項の手数料の額は、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 開示請求手数料 開示請求にかかる法人文書1件につき300円

(2) 開示実施手数料 開示を受ける法人文書1件につき別表の左欄に掲げる法人文書ごとに、同表中欄に掲げる開示の実施の方法に応じ、それぞれ同表右欄に定める額(複数の実施の方法により開示を受ける場合にあっては、その合算額。以下「基本額」という。)。ただし、基本額(法第15条第5項の規定により更に開示を受ける場合にあっては、当該開示を受ける場合の基本額にすでに開示の実施を求めた際の基本額を加えた額)が300円(次のイからへのいずれかに該当する場合は、それぞれ当該イからへに定める額。以下この号において同じ。)に達するまでは無料とし、300円を超えるとき(同項の規定により更に開示を受ける場合であって既に開示の実施を求めた際の基本額が300円を超えるときを除く。)は当該基本額から300円を減じた額とする。

イ 行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号。以下「行政機関情報公開法」という。)第12条の2第1項の規定に基づき、行政機関から事案が移送された場合(ハに掲げる場合を除く。) 300円

ロ 法第12条第1項の規定に基づき、他の独立行政法人等から事案が移送された場合(ニに掲げる場合を除く。) 当該独立行政法人等が法第17条第1項の規定に基づき定める開示請求に係る手数料の額に相当する額(以下この号において「開示請求手数料相当額」という。)

ハ 行政機関情報公開法第12条の2第1項の規定に基づき、行政機関から行政文書の一部について移送された場合 300円のうち法第15条の規定に基づき開示を実施する振興会が負担するものとして、当該行政機関と協議して定める額

ニ 法第12条第1項の規定に基づき、他の独立行政法人等から法人文書の一部について移送された場合 開示請求手数料相当額のうち法第15条の規定に基づき開示を実施する振興会が負担するものとして、当該他の独立行政法人等と協議して定める額

ホ 法第13条第1項の規定に基づき、行政機関に法人文書の一部について移送した場合 300円のうち法第15条の規定に基づき開示を実施する振興会が負担するものとして、当該行政

機関と協議して定める額

へ 法第12条第1項の規定に基づき、他の独立行政法人等に法人文書の一部について移送した場合 300円のうち法第15条の規定に基づき開示を実施する機構が分担するものとして、当該他の独立行政法人等と協議して定める額

2 開示請求者が次の各号のいずれかに該当する複数の法人文書の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、前項第1号の規定の適用については、当該複数の法人文書を1件の法人文書とみなし、かつ、当該複数の法人文書である法人文書の開示を受ける場合における同項第2号ただし書の規定の適用については、当該複数の法人文書である法人文書に係る基本額に先に開示の実施を求めた当該複数の法人文書である他の法人文書に係る基本額を順次加えた額を基本額とみなす。

(1) 一の法人文書ファイル（能率的な事務又は事業の処理及び法人文書の適切な保存の目的を達成するためにまとめられた、相互に密接な関連を有する法人文書（保存期間が1年以上のものであって、当該保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。））にまとめられた複数の法人文書

(2) 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の法人文書

3 開示請求手数料若しくは開示実施手数料又は法人文書の写しの送付に係る郵送料は、次の各号のいずれかに該当する方法で納付しなければならない。

(1) 現金の場合 開示請求書又は開示の実施を求める書面の提出の際に情報公開室に直接納付

(2) 金融機関への振込の場合 振興会の指定する金融機関の口座へ必要額を振り込んだ後、振込を証する書面を開示請求書又は開示の実施を求める書面に添付して提出

(手数料の減免)

第3条 理事長は、法人文書の開示を受ける者が経済的困難により開示実施手数料を納付する資力がないと認めるときは、開示請求1件につき2,000円を限度として、開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。

2 前項の規定による開示実施手数料の減額又は免除を受けようとする者は、法第15条第3項又は第5項の規定による申出を行う際に、併せて当該減額又は免除を求める額及びその理由を記載した申請書を理事長へ提出しなければならない。

3 前項の申請書には、申請人が生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を添付しなければならない。

4 第1項の規定によるもののほか、理事長は、開示決定に係る法人文書を一定の開示の実施の方法により一般に周知させることが適当であると認めるときは、当該開示の実施の方法に係る開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。

附 則

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

附 則（令和 4年 4月20日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第475号）

この規程は、令和 4年 4月20日から施行する。